

平成29年4月から、

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)がスタートします

総合事業とは

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送ることを目的に、市が実施する介護予防のための事業です。

どうかわるの？

総合事業の実施により、要支援1・2の方が利用できる介護保険サービスのうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が、市の『介護予防・生活支援サービス事業』の「訪問型サービス」と「通所型サービス」に変わります。

『介護予防・生活支援サービス事業』は、要支援1・2の認定をお持ちの方と、基本チェックリストの実施により事業対象者に該当となった方が利用できます。

更新手続きはどうすればいいの？

利用するサービスの内容によって、手続き方法が変わります。
地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと相談してください。

- ◆ 現在、**訪問介護(ホームヘルプ)** **通所介護(デイサービス)** のみを利用して、当面ほかのサービスを利用する見込みのない場合は、**基本チェックリスト**を実施し、事業対象者に該当するか確認することができます。
該当すれば事業対象者として、総合事業の訪問型・通所型サービスを継続利用できます。この場合、要支援(介護)認定の更新申請は必要ありません。
- ◆ **訪問看護** **訪問リハビリ** **訪問入浴介護** **通所リハビリ** **短期入所生活介護** **短期入所療養介護** **福祉用具貸与** **福祉用具購入** **住宅改修** などのサービスの利用が必要な場合は、**要支援(介護)認定の更新申請が必要**です。

基本チェックリストって？

地域包括支援センターもしくは担当のケアマネジャーが、25項目からなる生活状況等について本人に質問をし、その結果で事業対象者に該当するかどうかを判定するものです。「訪問型サービス」と「通所型サービス」のみの利用であれば、要支援(介護)認定をうけなくても事業対象者と判定されると利用できます。

「訪問看護」や「通所リハビリ」「福祉用具貸与」などのサービス利用には、要支援(介護)の認定が必要です。

◇ 介護サービスを利用されていない方

現在介護サービスを利用しておらず、当面利用する予定のない方は更新手続きは必ずしも必要ありません

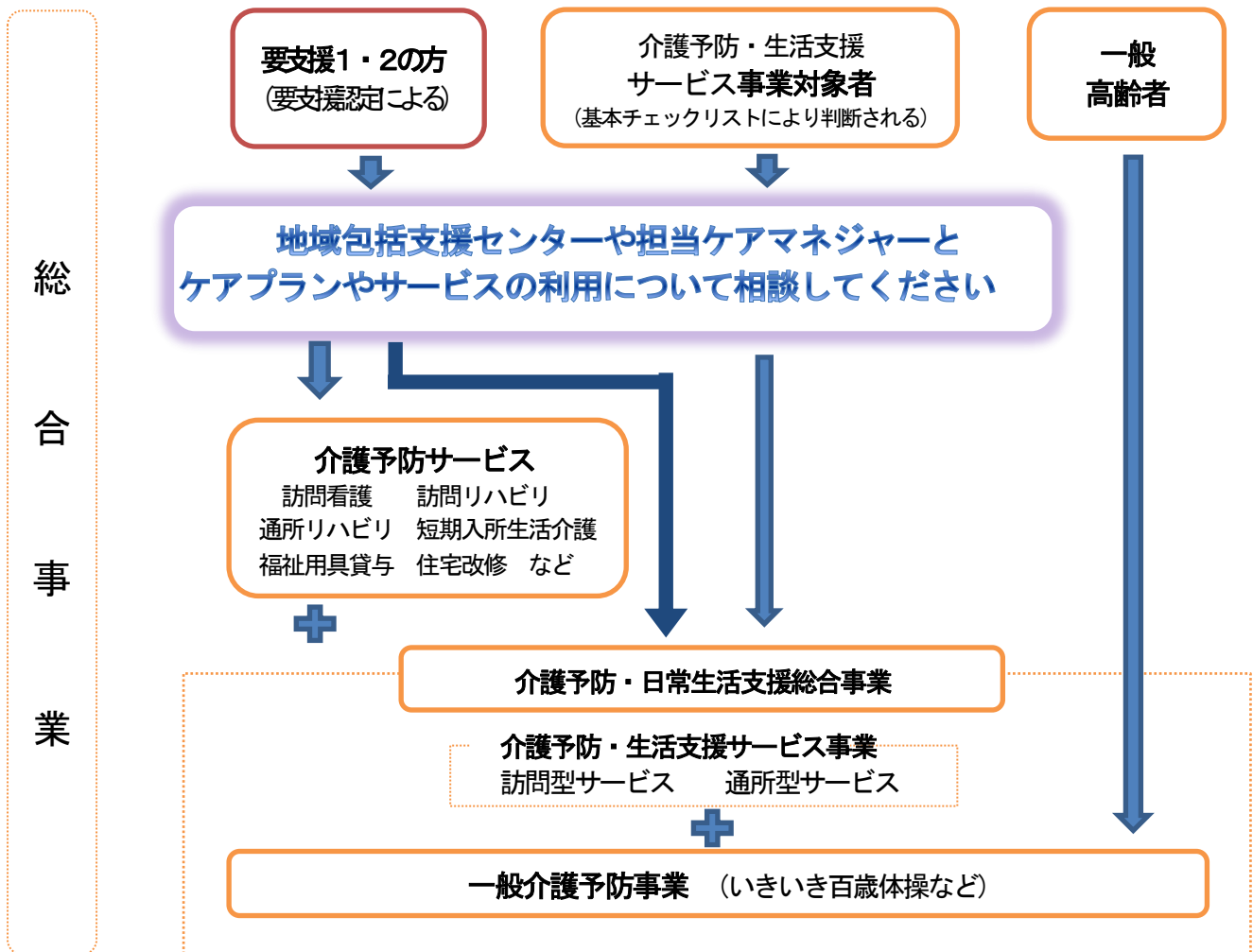
★介護保険施設（特別養護老人ホーム等）に入所申込みをされている方は
更新申請が必要です

◇ 今は介護サービスは必要ないけれど、 将来に備えて認定を受けておきたい…という方

要支援・要介護認定は、申請した時点での心身の状態を反映した認定調査や主治医意見書をもとに審査して決定します。

そのため、事前に認定を受けていても、実際にサービスが必要になったときには要支援や要介護の状態が異なってしまうことも多く、適切なサービスの利用に支障をきたすことにもなります。認定の申請はいつでもできますので、実際に介護等を要する状態になってから、改めて申請してください。

いきいき百歳体操や
介護予防教室へ参加
してみませんか？



ご相談は、介護保険課またはお近くの地域包括支援センターへ

岸和田市介護保険課 072-423-9476

岸和田市地域包括支援センター (住所により担当区域を設けています)

社協	072-439-0361	社協久米田	072-445-6616
いなば荘北部	072-447-4178	いなば荘牛滝の谷	072-479-1212
萬寿園中部	072-445-7789	萬寿園葛城の谷	072-430-5800